

1 - 8 無窓階の解説

第1 無窓階

建築物の地上階のうち、次の第2に示す普通階以外の階をいう。

第2 普通階

1 10階以下の階の場合

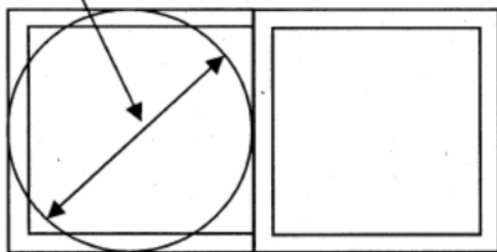
図A又は図Bに該当する開口部を2以上有し、かつ、図A又は図B若しくは図Cに該当する開口部の有効開口面積（「1 - 9 避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」を参照）の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

2 11階以上の階の場合

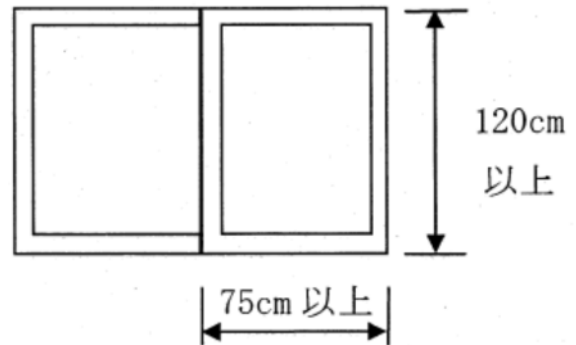
図Cに該当する開口部の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。

図A 直径1 m以上の円が内接できる開口部

直径1 m以上

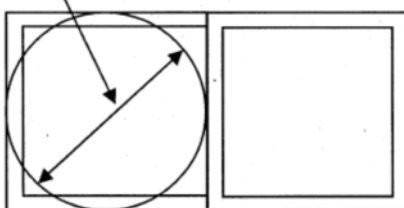


図B 幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部



図C 直径50cm以上の円が内接できる開口部

直径50cm以上



3 前記1及び2の図A、図B及び図Cの開口部は、次の条件に該当すること。

- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
- (2) 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1メートル以上の道路、その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。)(図1参照)
- (3) 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。
- (4) 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

図1

